

○三芳町パブリック・コメント手続条例施行規則

平成 19 年 3 月 13 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三芳町パブリック・コメント手続条例(平成 19 年三芳町条例第 5 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、町長が実施するパブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第 2 条 条例第 4 条第 5 号に規定するパブリック・コメント手続を実施することが適当でないものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 他の実施機関がパブリック・コメント手続を実施して定めたものと実質的に同一のものを定めようとするとき。
- (2) 条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則を定めようとするとき。
- (3) 条例又は規則を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該条例又は規則の廃止をしようとするとき。
- (4) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理をしようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 3 条第 2 項各号及び同法第 4 条第 4 項各号に規定するものと同様の条例又は規則を定めようとするとき。

(対象施策の案の公表)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町長が指定する場所での閲覧及び配布
 - (2) インターネットを利用した閲覧
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、町長が必要と認める方法
- 2 条例第 5 条第 1 項に規定する適切な時期は、第 6 条で定める意見等を提出する期間を考慮した時期とする。

(意見等の提出)

第 4 条 条例第 6 条に規定する 30 日以上の意見等の提出期間は、対象施策の案の公表時に町長が明示するものとする。

2 条例第6条に規定する意見等の提出方法は、次の各号に掲げる方法によるものとし、対象施策の案の公表時に町長が明示するものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 町長が指定する場所への書面の持参
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める方法

3 条例第6条に規定する意見等を提出しようとする住民は、住所、氏名その他住民であることを示す事項を明らかにすることとし、意見等の提出には、パブリック・コメント提出用紙(様式第1号)又はこれに準じた様式を使用するものとする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第5条 条例第7条第2項に規定する公表の方法は、第3条第1項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第6条 条例第9条に規定する案件の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象施策の名称
- (2) 意見等の募集期間
- (3) 公表資料の入手方法
- (4) 担当部署(問い合わせ先)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

様式第 1 号

パブリック・コメント提出用紙

施策等の名称 (案件)	
ご意見又はご 提案の内容	
氏名	
住所	
連絡先 (電話番号)	

※ 郵便、ファクシミリ、電子メール、指定された場所への持参その他指定された方法でご提出ください。

※ ご意見又はご提案の内容については、担当部署で慎重に検討の上、取扱いの結果等を町ホームページ等で公表します。